

特集 《不正競争防止法》

韓国における営業秘密保護に関する質問および回答

令和2年度不正競争防止法委員会第1部会*

韓国弁護士 金 元***
 韓国弁理士 関 泰皓***

要 約

韓国は、1991年に不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律に営業秘密保護制度を導入した後、数回の同法改正を通じて継続的に営業秘密保有者の権利保護を強化してきた。韓国は、アメリカや日本などに比べ営業秘密保護制度の導入が遅れた方ではあるが、裁判所によって多数の判例が蓄積され、様々な議論を反映した法改正がなされるにつれ、独自の営業秘密保護制度に発展した。令和2年度不正競争防止法委員会第1部会から送られてきた質問に回答しつつ、韓国の営業秘密関連の法制、事例、実務、韓国進出企業の留意事項などを紹介する。

目次

1. はじめに
2. 質問に対する回答
 - (質問1) コカ・コーラのレシピやケンタッキーフライドチキンのレシピ等が秘匿化されているように、貴国において有名な営業秘密の例があれば、教えてください。
 - (質問2) 営業秘密不正取得訴訟に関する判決のなかで、参考となる判決の要約を提供してください。
 - (質問3) 転職者、退職者に対する秘密保持の指針、判例等があれば教えてください。
 - (質問4) 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律 第2条1号ル目に規定されている一般条項が適用された判例があれば、教えてください。
 - (質問5) 営業秘密について、民事及び刑事の両方においてどのような救済措置を受けることができるか教えてください。
 - (質問6) 先使用权は実際に利用されているのでしょうか？先使用权を認めた有名な判決及び認めなかった判決をいくつか教えてください。
 - (質問7) 営業秘密の不正取得に関する訴訟は年間何件ほど提起されているのでしょうか。
 - (質問8) 営業秘密の不正取得に関する訴訟における証拠収集方法について、有効なものを教えてください。
 - (質問9) 日本企業が韓国に進出した場合の営業秘密の保護に関する留意点について教えてください。
 - (質問10) 韓国企業が海外に進出した場合の営業秘密の保護に関する留意点について教えてください。

1. はじめに

韓国の営業秘密保護制度は、1991年の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(「不正競争防止法」)に初めて導入され、その後、現行の2019年1月8日改正法(営業秘密保護関連基準)まで数回の改正があった。韓国では民事事件だけでなく刑事事件でも相当数の営業秘密関連の判決例が蓄積されてきており、その過程で権利者の保護を強化し、手続上避けられない営業秘密の開示を減らす方向に制度と実務の改善があった。

一方、不正競争防止法委員会では、諸外国では営業秘密の保護についてどのような運用がされているのかを知ることが重要と考えている。そこで、本委員会の第1部会では、韓国における営業秘密保護制度の運用状況を踏まえ、日本企業が韓国に進出した場合に有用となる情報を収集すべく、「金・張法律事務所」に営業秘密に関する質問事項を送付した。以下、質問事項に対する回答の形式で紹介する。なお、実際に営業秘密に関連する法的アドバイスをを行うにあたっては、具

* 第1部会:

石田理、石本貴幸、上田精一、産形和央、大川博之、大平恵美、岡田全啓、奥村直樹、北村光司、木村耕太郎、小池浩雄、齋藤美紀雄、帖佐隆、富永浩司、平野隆之、藤田和子、宮川裕三、盛田昌宏

*** 金・張法律事務所

体的な事実関係によるところも大きく、以下は、あくまでも一般的な情報に留まることをご理解いただきたい。

2. 質問に対する回答

(質問1) コカ・コーラのレシピやケンタッキーフライドチキンのレシピ等が秘匿化されているように、貴国において有名な営業秘密の例があれば、教えてください。

(回答1)

韓国でも営業秘密制度を紹介する際にコカ・コーラのレシピ事例が代表的に紹介される場合が多い。韓国メディアでよく報道される事件は、半導体、ディスプレイや2次電池などの先端産業分野での関連紛争や営業秘密の流出を試みた事例などである。

(質問2) 営業秘密不正取得訴訟に関する判決のなかで、参考となる判決の要約を提供してください。

特に、営業秘密の保護の方法について言及しているような判決があれば教えてください。

(回答2)

各国の法制と同様に、韓国で営業秘密として保護されるためには、非公知性、経済的有用性、秘密管理性の3つの要件を具備していなければならない。各要件は相対的な概念といえるが、具体的には、韓国大法院は、「非公知性は、その情報が刊行物などの媒体に掲載されるなど不特定多数に知られていないために保有者を介さずにはその情報を通常は入手できないことを意味し、経済的有用性は、情報の保有者がその情報の使用を通じて競合者に対し競争上の利益を得ることができたり、その情報の取得や開発のために相当な費用や努力が必要であったりすることを意味し、秘密管理性は、その情報が秘密であると認識し得る表示又は告知をし、その情報にアクセスできる対象者やアクセス方法を制限したり、その情報にアクセスした者に秘密遵守義務を課したりするなど、客観的にその情報が秘密として保持・管理されているという事実が認識可能な状態であることを意味する」と判示している(大法院2011年7月14日言渡2009ダ12528判決など)。

不正競争防止法上、営業秘密の侵害行為となる営業秘密不正取得行為は、窃取、欺罔、脅迫、その他の不正な手段で営業秘密を取得することを意味する(同法

第2条第3号イ目)。これに関連して、大法院は、「営業秘密取得とは、文書、図面、写真、録音テープ、フィルム、電算情報処理組織によって処理できる形態で作成されたファイルなど、有体物の占有を取得する形で成り立つこともでき、有体物の占有を取得することなく営業秘密そのものを直接認識し記憶する形でも成立することができ、また、営業秘密を知っている人を雇用する形でも成立し得るなど、そのどの場合であっても、社会通念上、営業秘密を自分のものにしてそれを使用できる状態になった場合をいう」という立場を取っている(大法院1998年6月9日言渡98ダ1928判決)。一方、大法院は、企業の従業員として営業秘密を認識し、それを使用できる者は既に当該営業秘密を取得しているとみななければならないので、そのような者が当該営業秘密を単純に企業の外部に無断で搬出した行為は営業秘密の取得には当たらないという立場を取っている(大法院2008年4月10日言渡2008ダ679判決)。

権利者が侵害者を相手取って営業秘密の侵害差止を求める訴訟を提起した場合、永久に侵害が差し止められるのか、営業秘密保護期間が経過すれば権利者の請求が認容されないのかが問題となり得る。これと関連して、下級審裁判所は、営業秘密侵害差止請求事件において通常は営業秘密保護期間を審理し、これを経過したと判断すれば権利者の請求を棄却するのが一般的であった。大法院は最近、事実審弁論終結当時まで「侵害行為者や他の公正な競争者が独自の開発や逆設計といった合法的な方法で営業秘密を取得したり、営業秘密と同じ技術を開発したりする可能性が認められないなどで営業秘密保護期間の終期を確定できない場合には、侵害行為差止の期間を定めないことができる」と判示しており(大法院2019年3月14日付2018マ7100決定)、今後、下級審の実務にも変化があることが予想される。

秘密管理性に関連して参考となる事例を紹介する。小規模な旅行会社に所属する従業員の行為が問題になった事件で、問題となった情報は秘密表示もなく、情報にアクセスできる対象者やアクセス方法を制限する特別な措置などがなかった。ところが、被害会社が被告人を除く少数の家族会社で、被告人と被害会社との信頼関係などに照らして被告人が当該情報を営業秘密であると認識できたことなどを理由に、2審裁判所が1審裁判所とは異なり秘密管理性を認めていたとこ

ろ、最近大法院で確定した（大法院 2020 年 5 月 28 日言渡 2016 ド 17110 判決）。この事件は、被害会社が小規模であるという点と人的構成の特性など特別な事情が考慮されたものなので、他の事件も同様に判断されると断定することはできない。しかし、秘密表示または制限的なアクセス措置などの要求が絶対的なものではなく、営業秘密保有者の規模など様々な事情により秘密管理性の認定可否が決定され得るということを示す事例として参考となる。

（質問 3） 転職者、退職者に対する秘密保持の指針、判例等があれば教えてください。

また、転職者の場合、国内で転職する場合と、国外に転職する場合と、で違いがあれば教えてください。

（回答 3）

韓国大法院は、会社の役職員が退職時に、営業秘密または営業上の主要資産を、競争者に流出したり、自らの利益のために利用する目的でこれら営業秘密または営業上の主要資産を無断で搬出したりすれば、刑法上の業務上背任罪の成立を認めている（大法院 2003 年 10 月 30 日言渡 2003 ド 4382 判決）。あわせて、その搬出行為が適法だったとしても、退職時に会社に営業秘密などを返還や廃棄する義務があったにもかかわらず、上記のような不正な目的でこれを返還や廃棄しない場合にも業務上背任罪の成立を認めている（大法院 2008 年 4 月 24 日言渡 2006 ド 9089 判決）。また、業務上背任罪は会社と本人の間の信頼関係を破る行為を処罰するものであるため、明示的な秘密保持約定に伴う義務だけでなく、信義則上当然認められる義務の違反も処罰対象になるとみている（大法院 1999 年 3 月 12 日言渡 98 ド 4704 判決）。2019 年に改正された韓国不正競争防止法は、営業秘密を不正な目的で取得・使用・第三者に漏洩する行為の他に刑事処罰対象になる行為を追加したが、従来は上記のように業務上背任罪として規律していた（i）営業秘密を指定された場所の外に無断で流出させる行為、（ii）営業秘密保有者から営業秘密を削除または返還することを要求されていたにもかかわらずこれを引き続き保有する行為も、不正競争防止法違反罪として処罰することができるようになった。

一方、転職禁止約定の効力を無条件には認めず、転職禁止約定が存在していても、当該約定が憲法上保障

されている勤労者の職業選択の自由と勤労権などを過度に制限したり、自由な競争を過度に制限したりする場合には、公序良俗違反の法律行為として無効であると判断している。韓国裁判所の実務上、転職禁止約定が一部過度な制限をしている部分があるとしても無条件に全部無効になるのではなく、約定上の禁止期間を適正な水準に縮小して一定期間の転職禁止を命じる判決を下すこともある。

判決例の中には、退職者が在職していた企業がグローバル企業で、保有していた保護する価値のある使用者の利益として認められる情報を介して利益が得られる会社と超国境的に直接的な競争関係にある場合など、その産業的特性に応じて国外への転職禁止約定も全部有効であると判断したものがある（議政府地方法院高陽支院 2018 年 11 月 14 日付 2018 カ合 5169 決定、水原地方法院 2018 年 7 月 3 日付 2018 カ合 10106 決定など）。

（質問 4） 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律 第 2 条 1 号ル目に規定されている一般条項が適用された判例があれば、教えてください。

（注）第 2 条 1 号ル目では、不正競争行為の一類型として以下を規定している。

「その他他人の相当な投資又は労力により作成された成果等を公正な商取引慣行又は競争秩序に反する方法により自身の営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為」

（回答 4）

大法院の具体的な法理提示がない状況で、伝統的な知識財産権または個別の不正競争行為の要件を一部満たせない知識財産が一般条項を通じて保護され得るのか、しばらく裁判所の実務が確立されなかった。営業秘密関連事件も同様で、不正競争防止法上の営業秘密としての保護は否定されていた情報が一般条項によって保護が認められた事例（ソウル中央地方法院 2015 年 12 月 23 日言渡 2014 ガ合 514641 判決：控訴審の訴訟取下げで確定）もあり、技術情報に対する一般条項の適用が否定された事例もあった（釜山地方法院 2019 年 10 月 16 日言渡 2019 ガ合 44558 判決：確定）。

韓国大法院は、2020 年に言い渡された一連の判決を通じて不正競争防止法の一般条項に関する法理を次のように提示した。本規定は、「新たに登場する経済

的価値を持った無形の成果を保護し、立法者が不正競争行為のすべての行為を規定できない点を補完して裁判所が新しい類型の不正競争行為をより明確に判断できるようにすることによって、変化する取引観念を適時に反映して不正競争行為を規律するための補充的な一般条項」として、その保護対象である「成果など」の類型に制限を設けていないため、有形物だけでなく無形物もこれに含まれ、従来知識財産権法によって保護されにくかった新しい形態の結果物も含まれることができ、その「成果など」を判断する際には、上記のような結果物が持つことになった名声や経済的価値、結果物に化体された顧客吸引力、その事業分野に結果物が占める割合と競争力などを総合的に考慮するべきで、このような成果などが「相当な投資や努力によって作られた」ものなのかは、権利者が投入した投資や努力の内容と程度をその成果などが属する産業分野の慣行や実態に照らして具体的・個別的に判断するものの、成果などを無断で使用することによって侵害された経済的利益が誰でも自由に利用できる、いわゆる、公共領域（public domain）に属しないと評価できなければならないとした（大法院 2020 年 3 月 26 日言渡 2016 ダ 276467 判決；大法院 2020 年 3 月 26 日付 2019 マ 6525 決定など）。

今回の大法院の判決は、不正競争防止法ル目をそれ自体で独立的な法律要件によって判断しなければならないという立場を取ったと評価されている。大法院のこのような立場によれば、（実際それに該当する事例がある場合）営業秘密保護要件を満たさないものであっても、一般条項要件を満たす成果物ならば不正競争防止法による保護が可能であると考えられる。

（質問5） 営業秘密について、民事及び刑事の両方においてどのような救済措置を受けることができるか教えてください。

金銭的救済に加えて、効果的な民事上及び刑事上の救済措置があれば教えてください。

（回答5）

まず、営業秘密侵害行為に対する刑事処罰規定を見ると、最近の法改正を通じて営業秘密漏洩など不正競争防止法違反罪の場合、国内での使用目的である場合は10年以下の懲役または5億ウォン以下の罰金刑（ただし、違反行為による財産上利得額の10倍に当

る金額が5億ウォンを超過する場合、その財産上利得額の2倍以上10倍以下の罰金）に、国外での使用目的に伴う加重処罰の場合には、15年以下の懲役または15億ウォン以下の罰金刑（ただし、違反行為による財産上利得額の10倍に当たる金額が15億ウォンを超過する場合、その財産上利得額の2倍以上10倍以下の罰金）に処すよう法律上の処罰基準が大幅に引き上げられた。改正前後を比較すると次のとおりである。

表：改正前後の営業秘密侵害犯罪刑事処罰基準

	改正前	改正後
国外での使用目的	10年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金	15年以下の懲役または15億ウォン以下の罰金
国内での使用目的	5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金	10年以下の懲役または5億ウォン以下の罰金

次に、民事的救済方法は、侵害行為を作った物件の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去、その他侵害行為の差止または予防のために必要な措置を含む差止請求権と、営業秘密侵害行為によって発生した損害に対する損害賠償請求権があり、営業秘密侵害行為が故意的であると認められる場合には、認められた損害額の最大3倍の加重的損害賠償責任を負うことがある。その他にも、韓国不正競争防止法は、営業秘密侵害行為によって営業秘密保有者の営業上の信用が失墜した場合、その信用を回復するのに必要な措置を請求する信用回復請求権が認められている。

（質問6） 先使用権は実際に利用されているのでしょうか？先使用権を認めた有名な判決及び認めなかった判決をいくつか教えてください

（回答6）

韓国特許法第103条は、「特許出願時にその特許出願された発明の内容を知らずにその発明をしたり、その発明をした人から知ることによって国内でその発明の実施事業をしたりこれを準備している者は、その実施または準備している発明及び事業目的の範囲でその特許出願された発明の特許権に対し通常実施権を持つ」と規定している（先使用権抗弁認定事例：ソウル中央地方法院 2009 年 2 月 18 日言渡 2007 ガ合 77557 判決など）。韓国不正競争防止法には先使用権に関する明示的な規定はない。

特許法上の先使用権法理とは異なるが、営業秘密侵

害が問題となる事件において、自分は侵害行為をしたのではなく、当該営業秘密を知らずに同じ発明、情報などを保有することになったという点を示すために技術任置などの制度を活用できると考えられるが、営業秘密関連の裁判所判決例の中に先使用权や技術任置などに関するものは未だないとみられる。

(質問7) 営業秘密の不正取得に関する訴訟は年間何件ほど提起されているのでしょうか。

原告勝訴率はどのくらいでしょうか？損害賠償額はどれくらいでしょうか。平均金額と最高金額を教えてください。

(回答7)

訴訟件数：

年度別営業秘密民事本案1審の言渡件数は、2015年63件、2016年95件、2017年129件、2018年132件、2019年90件が確認できる。不正競争防止法上の営業秘密が問題となった技術流出犯罪の刑事事件は、2014年401件、2015年460件、2016年519件、2017年387件、2018年426件、2019年472件(平均約444件)が受理されていることが確認できる。なお、民事訴訟の訴訟提起件数については、公開されている統計が見つからなかった。

原告勝訴率：

2015年1月1日～2019年12月31日の5年間に言い渡された判決文に基づいた統計によれば、営業秘密侵害を単独争点とした民事本案1審事件431件のうち原告の請求が全部認容された件数は51件であることが確認できる(全部勝訴率：11.8%)。一部勝訴まで含むと実際の勝訴率ははるかに高いと推察できるが、外部に発表されている統計資料では確認できなかった。

損害賠償額：

2015年1月1日～2019年12月31日の5年間に言い渡された判決文に基づいた統計で、営業秘密侵害を単独争点とした損害賠償請求において損害賠償額と認定された金額は最低300万ウォン～最高85億ウォンまで幅広く分布していることが確認できる。損害賠償額の水準はcase by caseと言え、統計上での平均値や中間値を参考にすることが適切かは疑問がある。

(質問8) 営業秘密の不正取得に関する訴訟における証拠収集方法について、有効なものを教えてください。

証拠収集方法について、特許訴訟と営業秘密の不正取得に関する訴訟とで違いはありますか。違いがあれば、その点についても教えてください。

(回答8)

韓国では営業秘密事件が発生する場合、捜査機関に陳情または告訴をし、犯罪嫌疑があると判断して捜査機関が押収捜索を行い侵害の証拠を確保した上でこれを刑事裁判に提出すれば、権利者がこれを入手して民事事件でも活用する方法がよく利用される。このような実務は、技術流出事件を専門に担当する捜査機関の専門性が高いことから形成された側面があり、韓国の民事訴訟法制、実務がアメリカのディスカバリー制度のような強力な証拠確保手続がないという点にも起因するとみられる。

これまでの特許訴訟の場合には、自らまたは取引先等を通じた証拠収集や民事上の証拠保全または民事訴訟手続を利用した証拠収集の方法がより利用されていたものとみられる。韓国特許法には、特許権者が特許権侵害行為者として主張された被告に侵害立証のための資料の提出をするよう裁判所に資料提出命令を申請できるようになっており(特許法第132条)、具体的な行為態様提示義務に伴う立証責任の転換に関する規定がある(特許法第126条の2)。一方、警察と検察も専門部署を置いて特許侵害への対応を強化するという立場を示しているため、今後は特許事件の場合にも刑事上の法的措置を通じた証拠収集事例が増加する可能性があるものとみられる。

(質問9) 日本企業が韓国に進出した場合の営業秘密の保護に関する留意点について教えてください。

(回答9)

韓国だけに特有なものではないが、営業秘密を保護するための社規・社則の作成及びセキュリティ担当者指定、営業秘密の担当業務者及び協力業者に対する各種秘密保持誓約書の締結、社内の役職員に対する定期的なセキュリティ教育などを徹底的に準備する必要がある。これは、営業秘密侵害が発生するのを未然に防止する側面でも重要だが、韓国において営業秘密侵害時の法的救済可能性を高めるためには、秘密管

理性要件の充足がカギとなる場合が多いという点でも重要である。

さらに、法制及び実務上、営業秘密及び産業技術の国外流出に対する刑事処罰を強化しているので、外国企業の立場としては、競合業者からの転職者または協力業者による営業秘密の不正流入が発生しないように適切な手続と措置を設け、韓国内法人の企業情報が海外にある本社または支社と共有する上で法的に問題がないか十分に点検する必要があるといえる。

(質問9-1) 例えば、日本の企業が貴国の企業と共同で開発や事業展開を行う場合に、営業秘密の保護についての契約上の留意点などがあれば教えてください。

(回答9-1)

協力会社との共同開発や合弁会社設立時に export control の問題について点検が必要である。また、韓国産業技術保護法の場合、技術情報の国境移動を制限する規定もあるので、親会社と子会社間の情報移動にもコンプライアンス側面での点検についても、注意が必要である。

また、自社の営業秘密を保護し、今後産出される結果物が予期せずして外部に公開されないように、情報の出処及び所有権、並びに共同開発及び合弁会社の業務を通じて産出される結果物の帰属に関して明確に定める必要がある。

(質問9-2) コロナ禍においてテレワークを行う企業は増加していると思いますが、貴国において従業員がテレワークを行う際に、秘密保持の観点等から留意すべき事項があれば教えてください。

(回答9-2)

最近の COVID-19 感染拡大とは関係なく、実際の流出防止の側面はもちろん今後の被害発生時の法的救済の側面から、最近、秘密管理性の要件が緩和される法律改正があったが、企業の規模に見合った十分な努力が裏付けられなければ、依然として法的救済は容易ではないこともあるので注意を要する。

韓国に固有なことではないと考えられるが、在宅勤務の増加に関連する秘密管理の方法としては、次のようなことを考えることができる。①企業の営業秘密情報が保存されるサーバーに対する外部からのアクセスの統制、②役職員の SNS を通じた企業資料転送行為

の禁止、③外部に情報を搬出しなければならない場合に対するセキュリティー担当者の確認手続、情報の搬出及び返還／回収／廃棄の内訳を記録する体系の構築、④外部に搬出される資料への秘密表示と権限のある者だけが情報を閲覧することができるようにする情報に対するアクセス統制措置、⑤秘密保持義務誓約書の徴求、及び外部からのリモートアクセスを通じて会社のサーバーにアクセスする場合の情報セキュリティー関連ポップアップウィンドウの活用など。

(質問9-3) 韓国特許情報院が提供している営業秘密標準管理システムや、技術任置制度を利用している企業は多いでしょうか。

(回答9-3)

営業秘密管理システムの利用現況：

営業秘密保護センターなどでの営業秘密管理システムの利用現況について、外部に公開している統計資料はない。

技術任置制度：

2008 年以降、2019 年累積任置契約件数 63,805 件、2020 年現在の累積件数 70,000 件以上の技術が任置されていて（韓国中小ベンチャー企業部、大中小企業農漁業協力財団、「大企業、公共機関－中小企業間の共生協力のための技術資料任置制度案内」、2020 年、3 頁）、このうち大企業／公共機関が三者間任置使用人として登録された契約は 2008 年から 2019 年まで累積件数 7,402 件に達する。

(質問9-4) 営業秘密保護センターが行っている、タイムスタンプ技術を適用した営業秘密の原本証明サービスを利用している企業は多いでしょうか。

また、同センターのサービスと WIPO PROOF との違いについて、教えてください。

(回答9-4)

営業秘密の原本証明サービス利用現況は、2010 年から 2019 年 4 月までの累積件数基準で 134,766 件が登録されており、その利用者の割合は、大企業が約 78.5%、中小企業約 17.7%、個人約 3.8% の順となっている。韓国の営業秘密原本証明サービスは、日本のタイムスタンプ制度、WIPO の WIPO PROOF シス

テムと同じ内容で、特定の電子情報が特定の時点に存在したというトークンを与えられるシステムである。

(質問9-5) 営業秘密の保護に関して、営業秘密保護センターの取り組み、官民連携の取り組みについて教えてください。

(回答9-5)

営業秘密保護センターは、主にベンチャー／中小企業を対象に各種営業秘密保護に関する諸般の支援事業を行っている。その主な内容としては、営業秘密保護教育、営業秘密管理体系構築のコンサルティング、営業秘密流出紛争の法律アドバイス、営業秘密管理システムの普及／運営、営業秘密原本証明サービス利用時の利用金額の割引特典の提供などである。

(質問10) 韓国企業が海外に進出した場合の営業秘密の保護に関する留意点について教えてください。

(回答10)

韓国企業が海外に進出する場合にも、営業秘密の保護に関しては国内での秘密管理努力と同じ準備をしなければならないと考えられる。すなわち、物理的、技術的に情報へのアクセスを統制し、社規／社則及び秘密情報にアクセスする者を対象とした各種秘密保持約を用意して人的／法的管理に不備がないようにし、営業秘密保護のための専門組織及びセキュリティー担当者による組織的な管理がなされるようにすることである。

(質問10-1) 例えば、韓国企業が中国に進出する場合に、国家情報法第7条の規定について懸念されている点はあるでしょうか。

(回答10-1)

韓国の企業が中国に進出する場合、その企業が防衛産業物資など戦略物資を取り扱う企業であったり、産業技術保護法上の国家核心技術を取り扱う企業であったりする場合、関連技術の外国への輸出のためには許可／承認などの手続を踏まなければならない。単純にその技術そのものの輸出または技術を含む製品の輸出

だけでなく、ライセンスによる技術移転や特許申請のための技術提供なども広い意味の輸出の範囲に含まれ、規制対象になり得るので、そのような輸出統制問題が発生しないように留意しなければならない。

(質問10-2) また、貴国の企業が米国に進出する場合について特に留意している点がありますか。

(回答10-2)

自社の製品が他社の知的財産権または営業秘密の侵害行為に関連しないように留意しなければならないのは当然だが、アメリカの貿易委員会 (ITC) は、各種知識財産権及び営業秘密侵害行為に関連した物品について輸入禁止などの措置を取ることによって米国市場への進出を長期間不可能にさせることができるという点も参考にしなければならない。

競合関係にある会社の役職員をスカウトしたり中途採用の告知を通じて募集する場合、採用対象者が競合会社と転職禁止約定などを締結してはいないか、採用が確定した後で自社に前の会社の情報をこっそり持ち込んだりはしないかチェックしなければならないだろう。

(参照文献)

- (1) 大検察庁, 2014年~2018年技術流出犯罪処理現況 (揭示用)
- (2) ソン・チョンウ, 不正競争防止法第2条第1号(ル)目の成果物盗用不正競争行為に対する最近の判例動向, 2021特許法院特許庁 KIPLA 知識財産権訴訟実務改善のための共同カンファレンス発表資料, 2021年1月
- (3) 法務法人ダウム, 2017-2019不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律判決文分析研究, 特許庁研究報告書, 2020年9月
- (4) 韓国中小ベンチャー企業部, 大中小企業農漁業協力財団, 「大企業, 公共機関-中小企業間の共生協力のための技術資料任置制度案内」, 2020年
- (5) 営業秘密原本証明サービス利用現況, 韓国特許情報院及び韓国知識財産保護院情報公開請求資料, 2019年
- (6) 特許庁/韓国知識財産保護院, 営業秘密保護センター紹介資料, 2019年3月

(原稿受領 2021.7.21)